	(1) 甲に毛皮を使用したもの																								
	A 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）																								
640590.111	－ 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号640590.112の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号640590.111の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																					
640590.112	－ その他のもの	24.0%	B10		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
640590.119	B その他のもの	30.0%	B15		28.1%	26.3%	24.4%	22.5%	20.6%	18.8%	16.9%	15.0%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	(2) その他のもの																								
	A 本底が革製のもの																								
	(a) 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）																								